消費者トラブル? と思ったらご相談を

近年、高齢者や障害者などを狙った消費者被害が深刻化していま す。被害の未然防止が急務となっています。

週消費生活センター(☎225-3300、四221-6282)

いつもと様子が違う? と思ったら声掛けを

高齢者や障害者の消費者トラブ ルは、被害が表面化しにくく、深刻 な被害になりがちです。いつもと

様子が違うように感じたり、消費 者トラブルに遭っているような様 子がみられたりしたときは、「最近 どうですか]などのさりげない声 掛けで状況を聞いてみましょう。



声掛けの例

[どうされましたか?] 「気になることがあっ たら教えてください」 「一緒に考えてみま しょう」など

消費者トラブルの場合は、消費生活センターへ相談を

消費生活相談員が話を聞き、消費者ト ラブルの解決のために助言やあっせんを 行います。



■消費生活センター(☎、四は上記)



エシカル消費に取り組みましょう

エシカル消費とは、より良い社会に向けての、人や社会、環境に配慮 した消費行動のことです。意識しながら日々を過ごしてみませんか。 問消費生活センター(☎225-3329、四221-6282)

何を買うか考えるときの ひとつの尺度です

商品・サービスを選択する、買い
費」という基準も加えましょう。

物をする、買ったものを使う・処分 する、そんなとき、「安心・安全」「品 質」「価格」だけでなく「エシカル消

(たとえば…

人への配慮

障害がある人の支援につながる商 品を選ぶ

福祉作業所の商品、障害がある人 を支援している事業者の商品

環境への配慮

エコ商品を選ぶ

リサイクル素材を使ったものや資源 保護などに関する認証がある商品

社会への配慮

フェアトレード商品を選ぶ

発展途上国の原料や製品が適正な 価格で取り引きされた商品

地域への配慮

被災地の産品を選ぶ

被災地の特産品を消費することで 経済復興を応援

新型コロナウイルスワクチン

追加接種(3回目接種)のスケジュールについて

令和3年12月下旬に、令和3年5 月に2回目の接種をした人へ追加 接種用の接種券を送付します。

追加接種用の接種券は、接種が 可能となる時期の前月中に送付し ます。

詳しくは、市ホームページで。

追加接種は、2回目の接種をした 日から8カ月以上経過した18歳以 上の人が受けることができます。

市HPページ番号 206315



	エックへの文けることの	CC69°	- El 3
	2回目の接種時期	接種券送付時期	追加接種可能時期※
	令和3年5月	令和3年12月下旬	令和4年1月以降
	令和3年6月	令和4年1月中	令和4年2月以降
	令和3年7月	令和4年2月中	令和4年3月以降
	令和3年8月以降	令和4年3月以降順次	令和4年4月以降順次
		,, ,, , , ,, ,, , , , , , , ,	

※追加接種が可能となる具体的な日付は追加接種用の接種券に記載してい ますので、必ず確認してください

接種は強制ではなくあくまで本人の意思に基づき受けるものです。職場 や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な 扱いをしたりすることのないようお願いします。

・固広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎513-2847)

対象男性に風しん検査を無料で実施

これまで定期予防接種の機会がなく、抗体保有率が低い世代の 男性を対象に、抗体検査と予防接種を無料で行っています。 圆健康推進課(☎504-2622、 1504-2258)

昭和37年4月2日~昭和54年 4月1日生まれの男性が対象

無料で風しんの抗体検査と予防 接種を受けるには、クーポン券が必 要です。予防接種の対象となるの は、十分な抗体がない人です。

対象世代の男性には、すでにクー ポン券を郵送しています(下表参照)。

来年3月31日まで使えます

平成31年4月に郵送したクーポン 券は、令和4年3月31日まで有効期 限を延長しています。

抗体検査、予防接種をまだ受け ていない人は早めに受けてくださ い。クーポン券を紛失した人は、市 ホームページ(下記)から手続きを。

市HP

ページ番号 2993

◆ 対象男性の生年月日とクーポン券郵送時期

		-
生年月日	郵送時期	有効期限
昭和47(1972)年4月2日 ~昭和54(1979)年4月1日	平成31年4月	令和4年
昭和37(1962)年4月2日 ~昭和47(1972)年4月1日	令和2年4月	3月31日

問各区の保健センター地域支えあい課

区	電話番号	ファクス	区	電話番号	ファクス
中	504-2528	504-2175	安佐南	831-4942	870-2255
東	568-7729	568-7790	安佐北	819-0586	819-0602
南	250-4108	254-9184	安芸	821-2809	821-2832
西	294-6235	294-6113	佐伯	943-9731	923-1611

令和3年7月大雨災害、令和3年8月大雨災害の義援金 第1次配分

被災された人の申請の受け付けをしています

被災された人の生活再建に活用していただくため、全国の皆さんから寄 せられた義援金を配分します。

● 対象となる人・世帯、配分金額

(万円)

	一 対象にある人 医師、配力並展				
	義援金の被害区分	罹災証明書の	配分金額(第1次配分)		
	我接近少似告达力	被害の程度	7月大雨災害	8月大雨災害	
人的	亡くなられた人 行方不明の人	_	85	30	
的被害	重傷者(災害により受傷し、1 カ月以上の治療を要した人)	_	42.5	15	
	全壊	全壊	85	30	
住家被害	半壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊	42.5	15	
初	一部損壊	準半壊	17	6	
	床上浸水	準半壊に至らない (一部損壊)の内、 床上浸水	8.5	3	

※人的被害と住家被害の両方を受けた場合は、それぞれ受け取ることができます ※義援金は災害ごとに受け付けており、集まった義援金の金額がそれぞれ異なるた め、配分金額も異なります

● 配分方法 □座振込

【人的被害】遺族、重傷者の銀行などの 口座

【住家被害】世帯主の銀行などの口座 ※振込予定:受け付けからおおむね1カ月 ● 申請方法 郵送(〒730-8586 広島市 役所企画総務局政策企画課 義援金担 当)か受付窓口(右記。被災場所に関わら

ず、どの区の受付窓口でも手続き可)で。

窓口は平日午前8時半~午後5時15分

すでに災害見舞金の申請と同時に 義援金の申請をされている人へは、12 月上旬に義援金配分のお知らせを郵 送しています。また、対象となる罹災証 明書を取得されていて、災害見舞金の 申請をされていない人へは、12月上旬 に申請書などを郵送していますので、 同封の返信用封筒を使って申請してく ださい。

必要書類

◆義援金の申請書(受付窓□で配布、市 ホームページ(総合トップページ→令和 3年8月11日からの大雨に関する情報)か らダウンロードも可)、◆振込先の金融 機関名、口座番号などが分かるもの(通 帳、キャッシュカードなど)、◆本人確認 書類(運転免許証・健康保険証など)、◆ 罹災証明書(コピー可・住家被害の場合 のみ)、◆災害により受傷し1カ月以上の 治療を要したことが確認できる医師の 診断書(コピー可・重傷者の場合のみ) ※郵送で申請する場合は、振込先の金融 機関名、口座番号などが分かるもの、本 人確認書類のコピーも添付

【受付窓口】 各区生活課

	×	電話番号	区	電話番号
	中	504-2568	安佐南	831-4939
	東	568-7725	安佐北	819-0575
	南	250-4103	安芸	821-2804
	而	29/1-6109	佐伯	943-9725

問い合わせ先

- ●制度の概要、配分状況の確認などについて
- 企画総務局政策企画課(☎504-2014、四504-2029)
- ●災害見舞金、窓口での受け付け手続きについて
- 各区生活課の上記の受付窓口